

諸室の整備方針見直しに当たっての考え方（案）

35人学級の導入（令和3年4月1日）

改正「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」施行
小学校の学級編成の標準が40人から35人に引き下げ（令和7年度までに全学年で引き下げ）

文部科学省有識者会議報告

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）

教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例

ii－1）1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

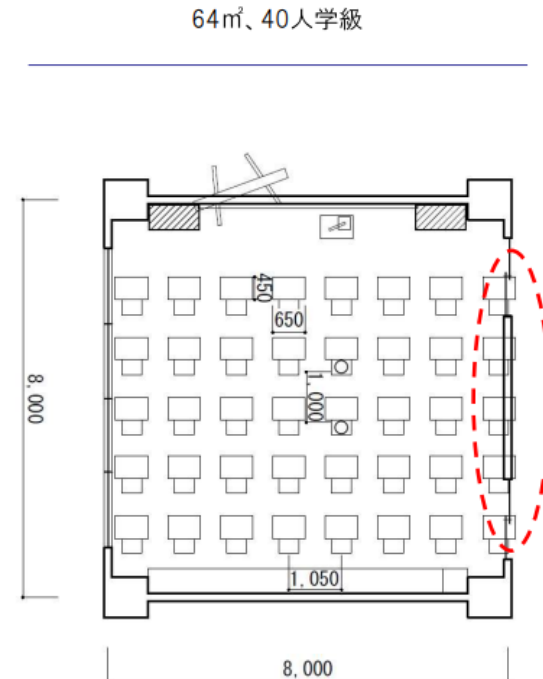
「多様な学習・活動を展開できる教室面積を確保し整備することが有効である。」

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中で、
35人学級で64㎡あれば、適切な規模であることが示されている。
(教室用机は新JIS規格、ロッカーは教室内に設置の想定)

学校における身体的距離の確保（教室の規模）

- ・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる**教室用机(新JIS規格)**、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- ・ その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

【参考】
教室用机のサイズ
旧JIS規格：60×40cm
新JIS規格：65×45cm
(1999年改正)



小学校普通教室面積等の見直し

①現在の小学校普通教室の面積は 72m^2 ($8\text{m} \times 9\text{m}$)

40人学級の1人当たりの面積は 1.8m^2 (35人学級の場合は、1人当たりの面積約 2.05m^2)

②国の有識者会議が示した普通教室の面積は 64m^2 ($8\text{m} \times 8\text{m}$)

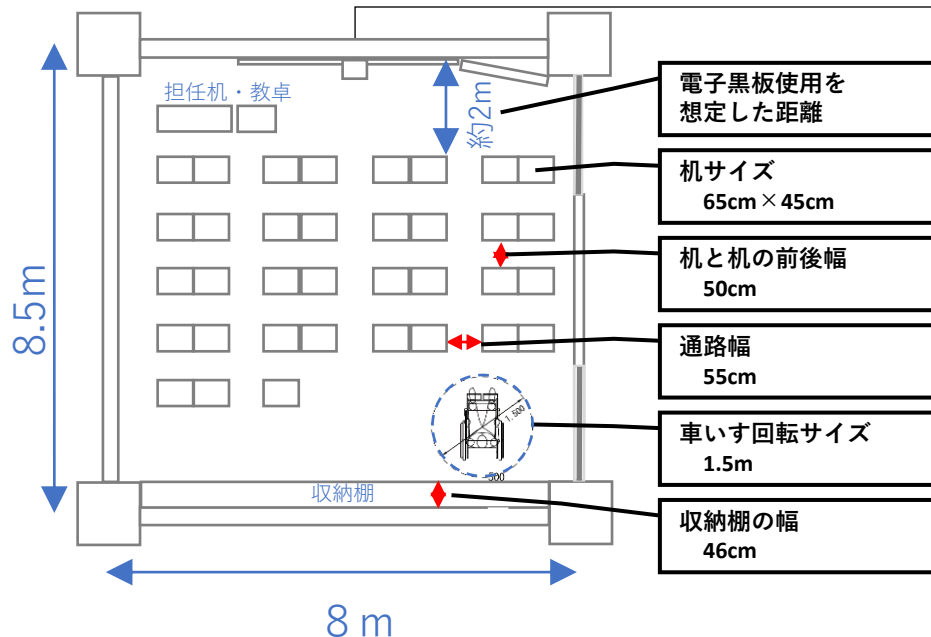
35人学級の1人当たりの面積は約 1.83m^2

③普通教室の面積を 68m^2 ($8\text{m} \times 8.5\text{m}$)とした場合、

35人学級の1人当たりの面積は、 **1.94m^2** → ①よりも **0.14m^2** 広い面積

(A3用紙以上のスペースが1人当たり面積に加わる。)

→ 今後はこれを府中市立小学校普通教室の標準としたい。



ICT掲示装置について、従来の電子黒板または、黒板に投影できる吊り下げ式プロジェクターの導入を検討

ロッカースペースの設置場所

教室・教室周辺の空間の改善・充実にに関する創意工夫の例

出典：文部科学省有識者会議報告「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」

- ii -1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
- ii -2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応
- ii -3) ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

ii -1 関係：多様な学習活動が展開できる空間



ii -2 関係：学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間



ii -3 関係：ロッカースペースの配置を工夫した空間



八小・一中では教室の外にロッカーを設置

三小・六小では教室内にロッカーを設置
(普通教室と共用部の連動性、
廊下の見通しの確保等を重視)

→ 今後も教室内にロッカーを設置したい。

普通教室と共用部の連動性

三小・六小では、教室の廊下側を大きく開放し、空間を広く使用できる。一方で、閉じることでもでき、遮音性やプライバシーに配慮できる設えとしている。

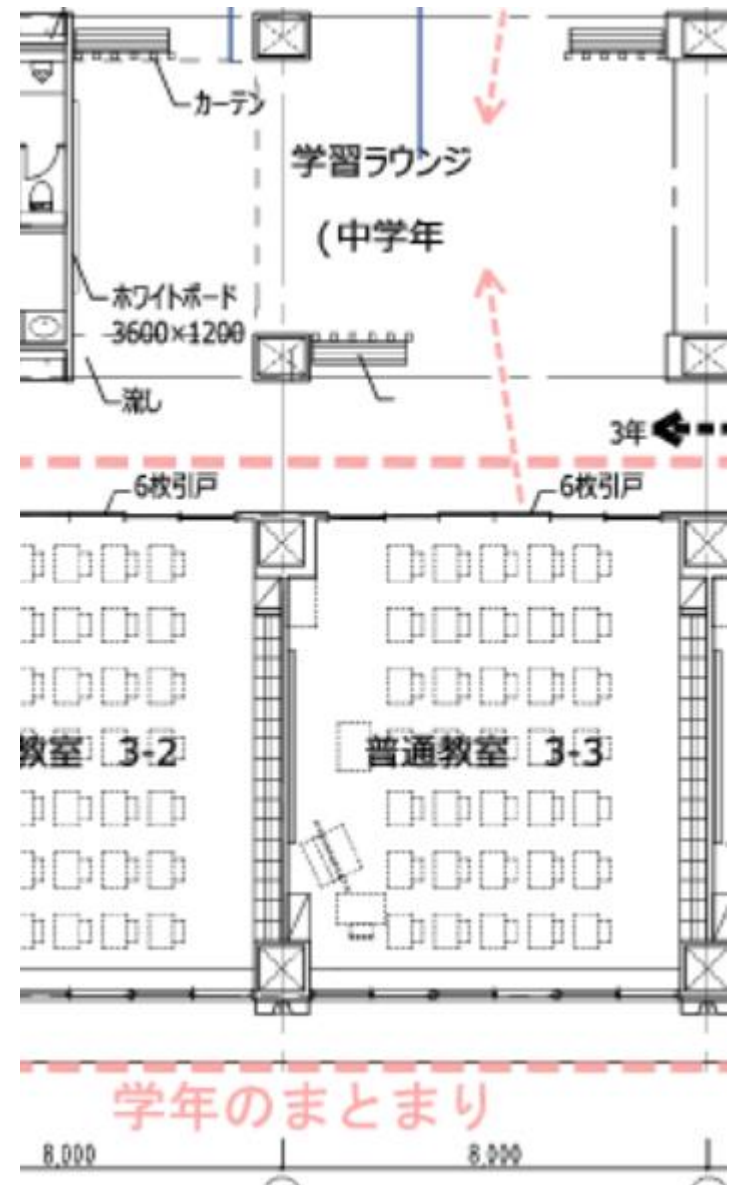
→ 今後も同様の設えとしたい。

利用の場面

開放したとき：廊下を「学習スペース」として利用

閉じたとき：廊下を「交流スペース」として利用
併せて、児童・生徒の交流を促す「溜まり場」の配置を検討していく。

ii-2 関係:学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間



六小

廊下等の面積比率

改築校4校の廊下等共用部※の面積比率（第4回学校施設老朽化対策推進協議会資料17）

※階段、昇降口、トイレ、機械室、エレベータを含む

【多目的スペース（オープンスペース、一中かしの木ホール等）を除く】

八小 33.34%（延床面積10,678㎡のうち、廊下等3,561㎡）

一中 32.28%（延床面積11,407㎡のうち、廊下等3,683㎡）

三小 28.73%（延床面積10,556㎡のうち、廊下等3,033㎡）

六小 28.29%（延床面積9,221㎡のうち、廊下等2,609㎡）

これまでは、廊下等共用部の面積について、上限を定めていない。

→ 三小・六小の実績をふまえ、28%を面積比率の上限としたい。

【参考】清瀬市の新小学校は、25%と設定（多目的スペースを除く）

所要室・面積構成案と考え方

「廊下等の面積を全体の25%とした場合、その合計面積（7,907㎡）が計画面積（7,700㎡）を超えているが、効率的な平面計画を行うなど設計の創意工夫で計画面積及び整備コストと釣り合うように検討することが求められる。」

（出典：清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画に関する報告書）

メディアセンター整備方針の見直し

- ・コンピュータ室は、1人1台のタブレット端末が配布されたことにより不要になったため、整備を行わない。
- ・調べもののスペースは残るため、メディアセンターの名称は残す。
- ・小学校には読み聞かせスペースを設ける。（八小に整備。三小・六小にも整備予定）

2

メディアセンター

新しい「メディアセンター」について

今までの図書室・コンピュータ室を
「主体的・対話的で深い学びの場」の
中心として、使いやすいものにします。

- これまで別々に利用した図書室とコンピュータ室を1つにまとめます。
- 学校の生活や学習において、主体的・対話的で深い学びを行う中心の場となります。
- 少人数学習も含め多様な学習活動に対応できるオープンスペースを確保します。
- みんなで調べ物ができて、自主学習にも使える机、椅子を設置します。
- 教室以外に、友達と会話ができるようなスペースを確保します。

新しい学校施設の「メディアセンター」

- Point ①**
▶効率的な図書・資料の管理
資料たちが、新しい知識・情報・技術に触れるために必要となる、十分な読書・閲覧スペースを確保します。
- Point ②**
▶多様な学びへの対応
個人やグループで学習できるスペースの確保により、主体的・対話的で深い学びを促進します。
- Point ③**
▶夜読のためのスペース
調べた成果を発表・展示するスペースを設けます。



の整備方針

Point ①
▶学習を支え、見守る
学び、調べもののアドバイスや本の選定を行うスペースを確保します。

Point ②
▶メディアセンターの位置
自由な学習を促すよう、各教室から利用しやすい場所に配置します。

- Point ③**
▶コンピュータ室との連携による調べ物学習の促進
調べ物学習がしやすいよう、図書室とコンピュータ室を近くに配置します。
- Point ④**
▶フレキシビリティの確保
ICT機器や機器の進化、レイアウト変更に対応できるよう、OAフロアや無線LANを検討します。



八小読み聞かせスペース

サポートルーム整備方針の追加

令和5年度から、不登校対応の手段として、「サポートルーム」を整備（**全校に設置済み**）

教室に入りづらさを感じている児童・生徒が過ごす場所として、または不登校状態が続いている児童・生徒が徐々に学校へ登校するきっかけづくりの場として利用されている。

不登校対応プロジェクトチーム報告①

令和5年6月1日

不登校対応の充実が本市の喫緊の課題です。不登校対応の手段の一つとして、各学校において、令和5年度から「サポートルーム」を整備しました。この「サポートルーム」は、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた活用だけでなく、不登校の未然防止対策として活用することが期待されています。

1 「サポートルーム」整備のねらい

(1) 不登校の未然防止としての活用

教室に入りづらさを感じているなどの不登校の予兆が現れた児童・生徒に対して、サポートルームを居場所として活用し、欠席の長期化を防ぐ。

⇒ 不登校児童・生徒の出現率の抑制

(2) 不登校児童・生徒の学校復帰のための活用

不登校状態が続いている児童・生徒に対して、サポートルームへの登校から始め、学級での授業に少しずつ参加するなど、徐々に学校へ登校するきっかけづくりとして利用する。

⇒ 不登校児童・生徒の学校復帰率の向上

2 サポートルーム運営の取組事例

※2 アセスメントシート…教職員による児童・生徒の見立てをまとめた資料のこと。

(1) アセスメントシート※2の活用

対応する教職員に依らず、個々に応じた支援を行うため、アセスメントシートを作成し、共有した上で、統一した対応を行う。

(3) 発達段階に応じた学習支援

発達段階と個々の状況と要望に応じて、ワークシートを準備したり、ICTの活用により、授業配信を視聴しながら学習したり、e ライブラリを活用した学習をしたりする。

(5) スモールステップとしての活用

子供と家庭の支援員が、家庭に児童・生徒を迎えに行った後、一時的にサポートルームで支援を行い、その後教室に入って授業を受ける。

(2) 教職員の共通理解

サポートルームと特別支援教室や、クールダウンのための別室を混同しないよう、職員連絡会等でサポートルームの目的の共通理解を図る。

(4) サポートルームの利用状況の把握

利用者は、登校後に職員室にある氏名が記載されたマグネットを貼り、在室していることを明確にし、自分のファイルにその日の学習状況等を記録する。

(6) 開設時間の工夫

児童・生徒が利用しやすいように、基本的な開設時間として3校時～5校時を設定し、学校で給食が食べられるよう配慮している。

「サポートルーム」により期待される効果

※1 不登校児童・生徒等…不登校児童・生徒及び不登校傾向にある児童・生徒のこと。

学校との関係を維持

不登校児童・生徒等※1にとって、自宅以外の場所で家族以外の人とつながっていただける環境は、社会との大事な接点になる。また、学校にとっても、不登校児童・生徒等との関係を強化する機会となる。

受入体制の充実

不登校児童・生徒等がサポートルームに登校できた日は、短時間であっても出席として扱うこととなる。このことが、児童・生徒によっては、登校意欲につながる場合もある。

出席扱いとなる

個別支援の充実

不登校児童・生徒等への学習支援や、対応している教職員とのコミュニケーション、サポートルームへの登校による乱れた生活リズムの改善、登校後に直接教室に入れない児童・生徒への居場所としての提供など、個別支援を充実させることができる。

不登校児童・生徒等にとって、自宅以外の場所で家族以外の人とつながっていただける環境は、社会との大事な接点になる。また、学校にとっても、不登校児童・生徒等との関係を強化する機会となる。

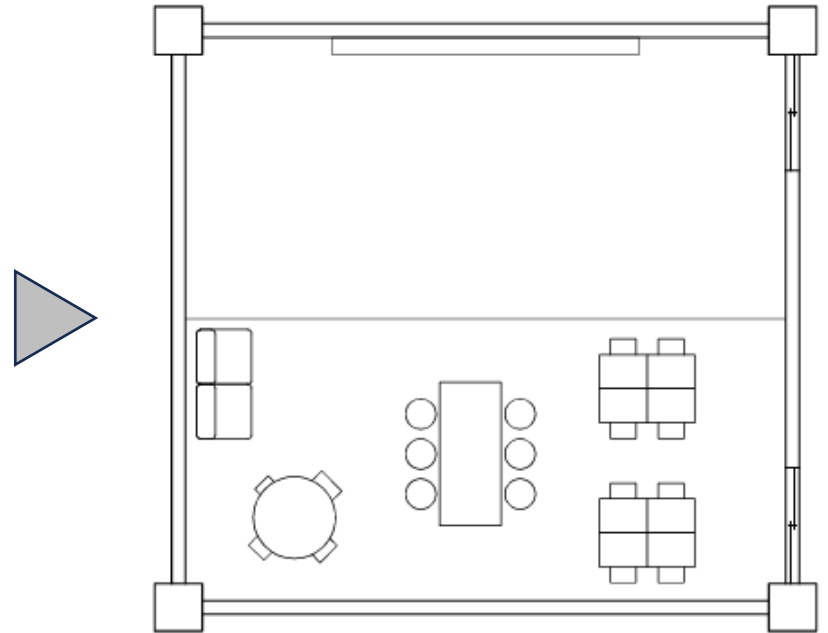
保護者との関係を維持

サポートルーム整備の状況

- ・現状は空き教室や教育相談室を活用。
- ・極力、普通教室の前を通らずに出入りしやすい配置を意識（空き教室の状況による）
- ・机・椅子、パーティション、デスクスクリーン等を設置
- ・利用人数は最大10人程度
（令和5年度の実績における1日の最大利用人数）



各校のサポートルーム
設置例



**教室の半分の面積(0.5コマ)があれば
10人程度を利用するレイアウトは可能**

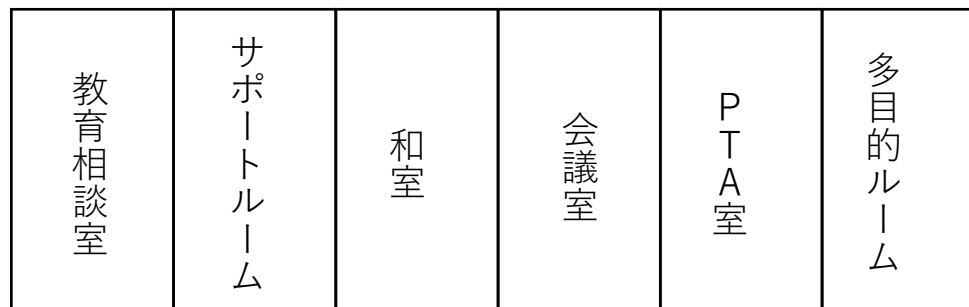
サポートルームを含む諸室の共有化

サポートルーム専用の部屋を整備するのではなく、今後の教育的ニーズに対応するため、教育相談室の充実とともに、サポートルームとしても利用できる（子供の学習活動・生活活動などに汎用的に活用できる）空間をつくりたい。

【イメージ】

教室3コマを区切り、
状況に応じて半コマから
最大3コマで利用できる。

時間帯や曜日で使用状況が
異なる部屋を共有化
（この例では、計5.5コマの
諸室を3コマに集約）



和室は、畳マットを敷いた
簡易的な設えを想定

PTA室の書類については、
別途共有のロッカーを
用意しておき、活動時に
持ち出す想定

可動式パーティション



（バリエーション）

